

専門研修プログラム名	群馬県立精神医療センター精神科	専門研修プログラム
基幹施設名	群馬県立精神医療センター	
プログラム統括責任者	赤田卓志朗	

専門研修プログラムの概要	精神科救急の患者の治療プロセスを学習することを研修の中心としたプログラムです。当院は群馬県の夜間・休日精神科3次救急の基幹病院であり、県内の夜間・休日の警察官通報の患者は全例当院で対応し、原則転院させないで当院で治療を完結させています（R7年度措置診察総数200例）。年間の入院患者数も多く（R7年度552人）、様々な疾患の入院治療の全経過を体験することができます。その中で急性期・維持期の薬物療法（治療抵抗性統合失調症治療薬も積極的に運用しています）、修正型電気療法、本人・家族への対応法、およびスムーズな退院に向けての多職種による地域連携など精神科に必要な基礎的経験を十二分に学ぶことができると考えます。		
専門研修はどのようにおこなわれるのか	様々な疾患の病状増悪時から社会復帰をするまでの治療プロセスを経験しながら、精神科専門医としての一般的素養を身に着けることを目指しています。そのためにプログラム初期の1年次、もしくは2年次までは基幹病院を中心に救急症例の治療に携わります。毎日指導医と回診型診察を行い、その都度面接内容をフィードバックし治療方針も相談します。毎週急性期病棟医で行うカンファレンス、急性期病棟毎の多職種カンファレンスで更に治療方針を検討します。非自発的医療の場面では、とくに精神保健福祉法の理解が不可欠であり、精神保健指定医の対応を陪席しながら研修します。		
専攻医の到達目標	修得すべき知識・技能・態度など	様々な精神疾患を理解し診断できる、標準的な治療方法を身につける、患者・家族の心情に配慮し寄り添う姿勢、また他職種と良好な関係を築き治療を行える、以上を基本目標とし、指導医の下、研鑽を積みます。なお、児童思春期症例は児童思春期外来・入院、児童思春期ディケアの症例の治療を、アルコール・薬物依存症症例については、精神病症状や離脱せん妄で救急入院となった症例の治療を指導医の下、主治医として経験を積みます。	
	各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得	毎週の各病棟カンファレンス、救急医師カンファレンス、院内症例検討会、司法カンファレンスなどに参加、時に自ら発表することで知識・技能を習得する。	
	学問的姿勢	毎日の診察の中で浮かび上がる問題を放置することなく抽出し、自ら解決の糸口を見つけることができるようになる。興味を持った症例・事象に関して学会などで発表することができる。	
	医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性	各施設での院内医療安全、感染管理、医療倫理の研修会、各学会の研修会、セミナーに自主的に参加し、コアコンピテンシーを高める。多職種、関係機関との連携の中で社会人として常識ある態度や素養、倫理観などを身につける。	

施設群による研修プログラムと地域医療についての考え方	年次毎の研修計画	1・2年目は基幹病院、3年目に連携病院での研鑽が基本ですが、2年目より連携病院で研修を行うことも可能です。また、3か月間、6か月間といった1年未満の連携病院勤務も相談に応じます。
	研修施設群と研修プログラム	連携施設は6施設。有床総合病院：群馬大学附属病院、前橋赤十字病院、高崎総合病院。行政機関：群馬県こころの健康センター。地域精神科病院：中之条病院、赤城病院。
	地域医療について	当院のみならず更なる地域医療の研修希望があれば、地域精神科単科病院である中之条病院、赤城病院、行政型アウトリーチ活動を行っている群馬県こころの健康センターでの実践が可能です。
専門研修の評価	統一された専門研修記録簿に時系列で記載して、専攻医と情報を共有すると共に、プログラム統括責任者、およびプログラム管理委員会で定期的に評価、必要があれば改善を行います。	
修了判定	年度末に専門医プログラム管理委員会を開催し、その年の研修実績を評価します。	
専門研修管理委員会	専門研修プログラム管理委員会の業務	定期的に専攻医の研修内容を評価し、必要なところは改善を行ないます。
	専攻医の就業環境	医局に専用机あり。自習室・カンファレンス室・図書室あり。当直は指定医との2人当直（当直室は2部屋、シャワーあり）。カルテは電子カルテ。
	専門研修プログラムの改善	専攻医からの意見や評価を専門医研修プログラム管理委員会の研修委員会で検討し、次年度のプログラムへの反映を行ないます。
	専攻医の採用と修了	毎年4月1日採用、翌3月31日終了。
	研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件	研修の休止、中断、プログラム移動などに関しては柔軟に対応したいと考えています。プログラム外研修については内容・期間などによりますが、基本研修に影響が出る可能性が高いため難しいと考えています。
	研修に対するサイトビジット（訪問調査）	プログラム管理委員会委員により適時研修内容の監査・調査・評価を受けます。

専門研修指導医 最大で10名までにしてください。 主な情報として医師名、所属、 役職を記述してください。	（所属は全員群馬県立精神医療センター） 赤田 卓志朗（院長）、芦名 孝一（副院長）、須藤 友博（医療局長）、澤 潔（第一診療部長）、盛林直道（第二診療部長）、神谷 早絵子（第三診療部長）、今井 航平（第四診療部長）、松岡 彩（部長）、加我 いつか（医長）				
Subspecialty領域との連続性	日本精神科救急学会の認定施設であり、指導医の下、精神科救急学会の認定医を目指すことが可能です。また、県内の司法精神医療の中核病院であり、医療観察法指定入院施設も有しており、精神鑑定を含め司法の分野の研修も可能です。				
専攻医の処遇（基幹施設） （※任意記入） （※新規申請の場合は必須）	雇用形態： 常勤・非常勤	常勤	常勤の場合、任期の有無		有
	給与：月額または年額いずれか	月額（円）	573,600	年額（円）	
	諸手当：当直、時間外、賞与、その他	当直手当	22,500		
		時間外手当	県の規定により支給		
		賞与	4.65月（ただし変更あり）		
		その他	初任給調整手当、通勤手当、医師緊急業務手当等を県の規程により支給		
	健康保険（社会保険）：組合・共済・協会・国保	協会			
	医療賠償責任保険の適用：病院加入・個人加入	病院加入			
	勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分を含む）			
	週休	土曜日・日曜日			
	休暇（年次有給・夏季休暇） 例；有給20日 夏季休暇3日など	有給20日、夏期休暇5日			
	時間外勤務(時間外手当を給付するもの)：有・無				有
	当直回数 例；月〇回、年〇回など	月3～4回			
	勤務上限時間の設定：有・無	有	有の場合	45時間	

専攻医の処遇（連携施設） （※任意記入）	雇用形態： 常勤・非常勤	非常勤	常勤の場合、任期の有無			
	給与：月額または年額いずれか	月額（円）	15,000円/日額	年額（円）		
	諸手当：当直、時間外、賞与、その他	当直手当	21,000円/回			
		時間外手当	1時間当たりの給与額に既定の割合を乗じて得た金額（群馬大学教職員給与規則第32条による）			
		賞与	なし			
		その他	通勤手当（全員）、退職手当（期間業務のみ）			
	健康保険（社会保険）：組合・共済・協会・国保	共済				
	医療賠償責任保険の適用：病院加入・個人加入	病院加入				
	勤務時間	週4日32時間				
	週休	日曜日及び土曜日及び毎週の特定の個別に定める曜日または4週あたり8休。				
	休暇（年次有給・夏季休暇） 例；有給20日 夏季休暇3日など	有給20日、夏期休暇3日、夏季職専免3日				
	時間外勤務(時間外手当を給付するもの)：有・無				無	
当直回数 例；月〇回、年〇回など	2～3回/月					
勤務上限時間の設定：有・無	有	有の場合	45時間			